

(写)

事務連絡  
令和2年4月22日

(一財)自動車検査登録情報協会  
専務理事 西脇尚澄 殿

自動車局自動車情報課OSS企画班長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う  
登録情報処理機関の一時的な取扱いについて (依頼)

現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム（OSS）では、警察署長からの車台番号照会后30日以内に、完成検査終了証兼譲渡証明書が登録情報処理機関に提供されて車台番号が確定しない場合には、申請が却下される仕様となっているところです。

今般、自動車販売業界より、新型コロナウイルス感染症拡大対策に伴う休業要請等により自動車の生産に遅れが生じており、車台番号照会后30日以内に車台番号を確定することが困難な事例が発生しているとの連絡があったことから、事案の性質に鑑み、令和2年6月1日までの間、警察署長からの車台番号照会后に車台番号が確定した場合には、申請を却下しない仕様とすることを検討しております。

つきましては、令和2年4月8日から6月1日までの間、登録情報処理機関に対し、警察署長からの車台番号照会があった場合には、30日を超える場合であっても照会にご回答いただけますようお願いいたします。